

第3回教育委員会会議

令和7年2月25日
午後3時00分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第17号

就学制度の適正運用にかかる検討報告について

【教育委員会会議資料】

就学制度の適正運用について

～学校選択制による児童生徒の受入抑制について～

令和7年2月25日

学校選択制による児童生徒の受入抑制の検討について

学校選択制

- ◆平成26年度から学校選択制を開始（初年度は小学校6区、中学校12区）
- ◆順次、各区で導入 ⇒ 平成31年度から全区（24区）において実施

令和5年3月 学校選択制の検証

- ・多くの保護者(約7割の方)から良い制度であると評価されており、今後とも制度実施は必要。
（学校長との意見交換）「運動場が狭隘であるため児童生徒数の増により使用を制限する必要が出てきた」
「児童数が増加しても、学校設備はそのままであるため、教育環境の保障が十分でない」等の意見。

「学校選択制における検証報告書(令和5年3月)」において、学校選択制自体は引き続き実施するものとされていることを前提に、在校生の教育環境の保障のため、**過大規模校等について、選択制による通学区域以外からの児童生徒の受入抑制について検討が必要。**

区長会議こども教育部会(実務部会)において、就学制度の適正運用WGを設置し、議論・検討

就学制度の適正運用WGにおける検討・整理の結果について

【就学制度の適正運用WGで検討・整理した結果】（令和6年11月から令和7年2月にかけて5回開催）
学校選択制による児童生徒の受入抑制(※)を実施するまでの検討内容及び実務取扱いを整理。

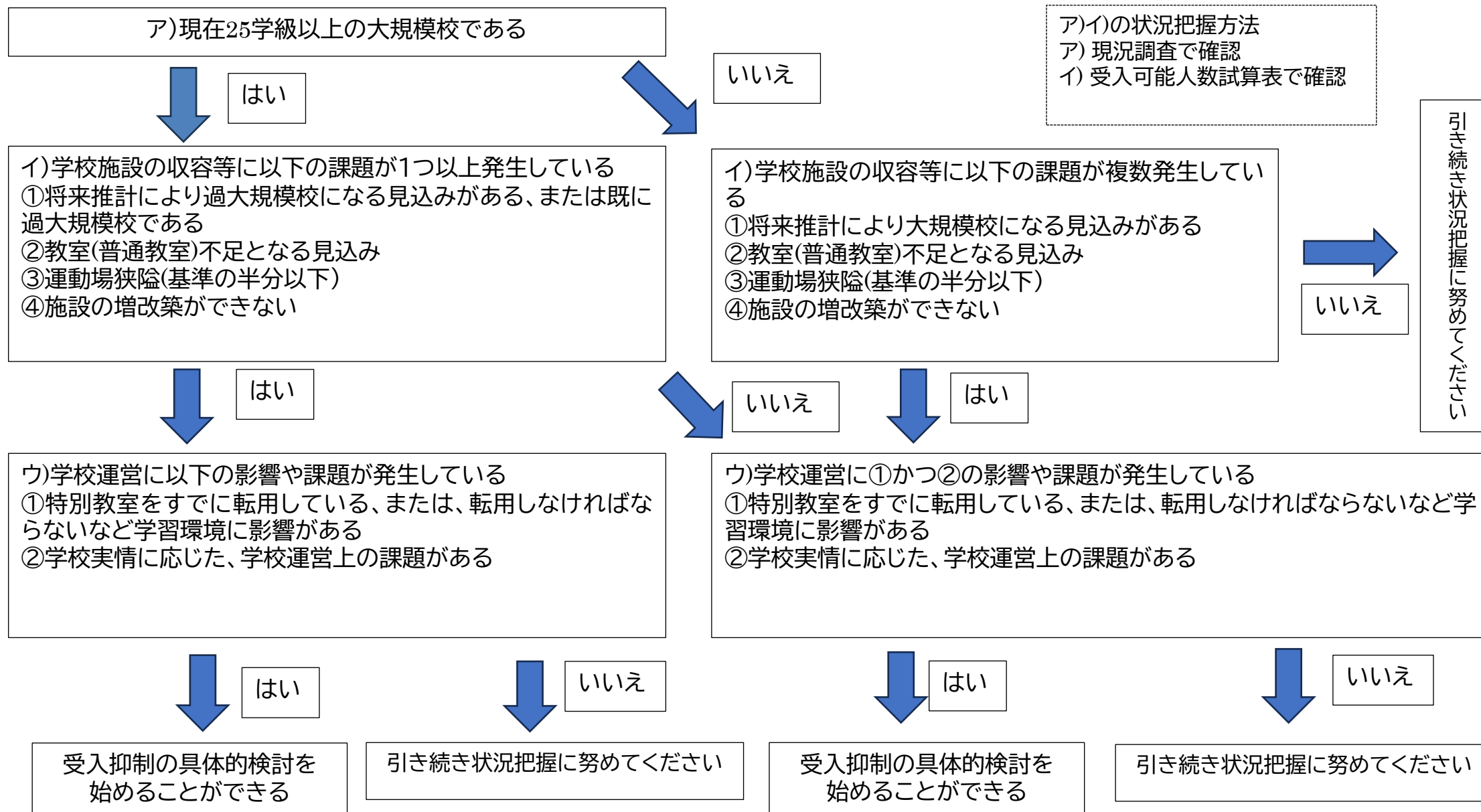
- ア) 受入抑制の検討に入る前提条件を整理(フローチャート化を含む)
- イ) 受入抑制の検討から導入までの実務的なスケジュール、準備内容等を整理

(※) 学校選択制の選択校から除外し、当該校について募集を実施しないこととするもの。
⇒ ・通学区域に居住する児童生徒のみがその学校に就学することができる。
・他校に就学が確定した児童生徒の空き枠分について、繰り上げを実施しない。

(これまで)

- ・選択校として募集を実施するが、受入可能人数を若干名とする等により、受入人数を調整。
- ・他校に就学が確定した児童生徒の空き枠分については繰り上げを実施。

ア)在校生の教育環境保障のための学校選択制による受入抑制検討フローチャート



受入抑制検討フローチャートの具体的な内容

イ) の具体的な内容

①-1 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である。

施設整備課が作成する将来推計において、1学級増とすることで、3年後までに31学級以上の過大規模校になる見込みの学校である。または、既に過大規模校である。

①-2 将来推計により大規模校になる見込みがある。

施設整備課が作成する将来推計において、1学級増とすることで、3年後までに25学級以上の大規模校になる見込みの学校である。

② 教室(普通教室)不足となる見込み。

学校選択制を実施することにより1学級増が必要となる場合に、普通教室が不足することとなる。または、将来推計から、3年後までに教室不足となることが見込まれている。

③ 運動場狭隘（基準の半分以下）

運動場面積が国の学校設置基準の半分以下の学校で運動場が狭隘である。

運動場面積：学校設置基準

小学校：目安は概ね児童一人当たり10㎡ 中学校：目安は概ね1200㎡＋生徒一人当たり10㎡

④ 施設の増改築ができない。

学校施設に空きがなく、普通教室の増改築ができない。または、近隣に活用できる場所がなく、学校の増改築ができない。

受入抑制検討フローチャートの具体的な内容

ウ) の具体的な内容

①特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある

本来学習に必要な理科室、音楽室、美術室、調理室、図工室などの特別教室を、普通教室にすでに転用している。

または、施設整備課が作成する将来推計において、児童生徒が増加し、転用しなければ受入が 出来ない状況にあり、在籍児童生徒の学習環境に影響がある。

②学校実情等に応じた、学校運営上の課題がある

(課題の例)

- ・ 年度途中の転入等により、各学年において学級変更の検討をする必要が生じている。
 - ・ 運動場が狭隘なため休憩時間の使用を学年で分けているなど、教育活動に支障が生じている。
- など

※①、②について、区単独で判断が困難なことから、学校長からの意見書等を求めることとする。

イ)受入抑制の検討から導入までのスケジュール、準備内容等

- ①区担当教育次長が、受入抑制を行うかどうかについて検討（フローチャート参照）
- ② 受入抑制にかかる「学校選択制の方針(一部修正)案」の作成
各区において、議決を経ている「学校選択制の実施(案)」をもとにして、受入抑制を行う対象校、受入抑制の理由、開始時期、期間等を整理した方針案を作成。
- ③ 教育委員会会議に上程・議決
- ④ 市民周知
受入抑制の開始時期や期間、実施する理由等の情報が行き渡るよう広報。
(新入生への個別通知、HP、区広報紙、学校案内など)
- ⑤ 状況の確認（毎年10月頃）
児童推計や学校の状況等に基づいて、受入抑制の期間等に変更の必要がないか確認。
必要に応じて、手続きを経て方針の変更。

⇒整理した内容を「学校選択制 事務の手引き」に掲載（別添参考資料のとおり）

今後の予定

2月25日以降

【事務局】 「学校選択制 事務の手引き」を、各区役所へ通知。

【各区】 必要に応じて、学校選択制による受入を抑制するかどうかについて検討のうえ、区担当教育次長の策定する受入抑制案について「学校選択制の方針(一部修正案)」として、教育委員会会議に諮る。